別表第一の十八の表会計センターの項中「所長　一種」を削る。

別表第一の十九の表内部部局の項中「次長」を削り、同表税務大学校の項中「校長　副校長」を「副校長」に改める。

別表第一の二十の表国立教育政策研究所の項中「所長」を削る。

別表第一の二十一の表内部部局の項中「次長」を削る。

別表第一の二十二の表国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立知的障害児施設の項中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

別表第一の二十三の表事務局の項中「事務局長」を削る。

別表第一の二十四の表地方農政局地域センターの項中「二種」の下に「（人事院が別に定める場合にあつては一種又は三種）」を加える。

別表第一の二十五の表内部部局の項、別表第一の二十六の表内部部局の項、別表第一の二十八の表内部部局の項及び別表第一の三十の表内部部局の項中「次長」を削る。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―三〇―七七

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とする。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―五五―一一

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表北海道の項中

釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一の一 上川郡上川町字層雲峡	阿寒湖自然保護官事務所 旭川開発建設部旭川河川事務所

「

目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七	羅臼自然保護官事務所

」を

釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一の一 上川郡上川町字層雲峡	阿寒湖自然保護官事務所 旭川開発建設部旭川河川事務所
沙流郡日高町松風町二の二五一の四	室蘭開発建設部日高道路事務所
上川郡弟子屈町川湯温泉二の二	川湯自然保護官事務所

」に改め、「

目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七	羅臼自然保護官事務所

」を削る。

別表の一の表福島県の項中「三級地」を「四級地」に改める。

別表の一の表東京都の項中「一級地」を「二級地」に改める。

別表の一の表石川県の項中「一級地」を「二級地」に改める。

別表の一の表静岡県の項中「榛原郡川根本町犬間五四一の三」を「静岡市葵区梅ヶ島五四〇五」に改める。

別表の一の表静岡県の項の次に次のように加える。

愛知県	豊田市閑羅瀬町東畑六七
三重県	松阪市飯高町森一八一〇の一一

別表の一の表島根県の項の次に次のように加える。

徳島県	那賀郡那賀町長安字向イ二二の一

別表の一の表愛媛県の項の次に次のように加える。

高知県	吾川郡仁淀川町高瀬三八一五

別表の一の表大分県の項中「一級地」を「二級地」に改める。

別表の一の表備考第一項中「同年四月一日」の下に「、中部地方整備局静岡河川事務所梅ヶ島出張所、中部地方整備局矢作ダム管理所、中部地方整備局蓮ダム管理所、四国地方整備局那賀川河川事務所事業計画課及び四国地方整備局大渡ダム管理所に係るものにあつては平成二十四年四月一日」を加え、同表備考第二項中「うち、」の下に「阿寒湖自然保護官事務所、室蘭開発建設部日高道路事務所及び根室海上保安部羅臼海上保安署については、冬期は、級別区分が三級地である官署として同表に掲げられているものとし、」を加え、「室蘭開発建設部日高道路事務所及び」を削り、「十勝太ロラン航路標識事務所」の下に「、片品自然保護官事務所及び中部地方整備局飯田国道事務所木曽維持出張所」を加える。

静岡市葵区梅ヶ島五四〇五	中部地方整備局静岡河川事務所梅ヶ島出張所
榛原郡川根本町犬間五四一の三	中部地方整備局長島ダム管理所

」に改める。

別表の一の表静岡県の項の次に次のように加える。

豊田市閑羅瀬町東畑六七	中部地方整備局矢作ダム管理所
松阪市飯高町森一八一〇の一一	中部地方整備局蓮ダム管理所
那賀郡那賀町長安字向イ二二の一	四国地方整備局那賀川河川事務所事業計画課
吾川郡仁淀川町高瀬三八一五	四国地方整備局大渡ダム管理所

釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一の一 上川郡上川町字層雲峡	阿寒湖自然保護官事務所 旭川開発建設部旭川河川事務所
目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七	羅臼自然保護官事務所
釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一の一 上川郡上川町字層雲峡	阿寒湖自然保護官事務所 旭川開発建設部旭川河川事務所
沙流郡日高町松風町二の二五一の四	室蘭開発建設部日高道路事務所
沙流郡平取町字二風谷二四の四	室蘭開発建設部二風谷ダム管理所
上川郡弟子屈町川湯温泉二の二	川湯自然保護官事務所

」を

大雪ダム管理支所	二級地

」

	三級地
大雪ダム管理支所 管理所	二級地

」

に改め、「

目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七	羅臼自然保護官事務所

」を削る。

別表の一の表福島県の項中「三級地」を「四級地」に改める。

別表の一の表東京都の項中「一級地」を「二級地」に改める。

別表の一の表石川県の項中「一級地」を「二級地」に改める。

別表の一の表静岡県の項中「榛原郡川根本町犬間五四一の三」を「静岡市葵区梅ヶ島五四〇五」に改める。

別表の一の表静岡県の項の次に次のように加える。

愛知県	豊田市閑羅瀬町東畑六七
三重県	松阪市飯高町森一八一〇の一一

別表の一の表島根県の項の次に次のように加える。

徳島県	那賀郡那賀町長安字向イ二二の一

別表の一の表愛媛県の項の次に次のように加える。

高知県	吾川郡仁淀川町高瀬三八一五

別表の一の表大分県の項中「一級地」を「二級地」に改める。

別表の一の表備考第一項中「同年四月一日」の下に「、中部地方整備局静岡河川事務所梅ヶ島出張所、中部地方整備局矢作ダム管理所、中部地方整備局蓮ダム管理所、四国地方整備局那賀川河川事務所事業計画課及び四国地方整備局大渡ダム管理所に係るものにあつては平成二十四年四月一日」を加え、同表備考第二項中「うち、」の下に「阿寒湖自然保護官事務所、室蘭開発建設部日高道路事務所及び根室海上保安部羅臼海上保安署については、冬期は、級別区分が三級地である官署として同表に掲げられているものとし、」を加え、「室蘭開発建設部日高道路事務所及び」を削り、「十勝太ロラン航路標識事務所」の下に「、片品自然保護官事務所及び中部地方整備局飯田国道事務所木曽維持出張所」を加える。

静岡市葵区梅ヶ島五四〇五	中部地方整備局静岡河川事務所梅ヶ島出張所
榛原郡川根本町犬間五四一の三	中部地方整備局長島ダム管理所

」に改める。

別表の一の表静岡県の項の次に次のように加える。

豊田市閑羅瀬町東畑六七	中部地方整備局矢作ダム管理所
松阪市飯高町森一八一〇の一一	中部地方整備局蓮ダム管理所
那賀郡那賀町長安字向イ二二の一	四国地方整備局那賀川河川事務所事業計画課
吾川郡仁淀川町高瀬三八一五	四国地方整備局大渡ダム管理所

釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一の一 上川郡上川町字層雲峡	阿寒湖自然保護官事務所 旭川開発建設部旭川河川事務所
目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七	羅臼自然保護官事務所
釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一の一 上川郡上川町字層雲峡	阿寒湖自然保護官事務所 旭川開発建設部旭川河川事務所
沙流郡日高町松風町二の二五一の四	室蘭開発建設部日高道路事務所
沙流郡平取町字二風谷二四の四	室蘭開発建設部二風谷ダム管理所
上川郡弟子屈町川湯温泉二の二	川湯自然保護官事務所

」を

大雪ダム管理支所	二級地

」

	三級地
大雪ダム管理支所 管理所	二級地

」

に改め、「

目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七	羅臼自然保護官事務所

」を削る。

別表の一の表福島県の項中「三級地」を「四級地」に改める。

別表の一の表東京都の項中「一級地」を「二級地」に改める。

別表の一の表石川県の項中「一級地」を「二級地」に改める。

別表の一の表静岡県の項中「榛原郡川根本町犬間五四一の三」を「静岡市葵区梅ヶ島五四〇五」に改める。

別表の一の表静岡県の項の次に次のように加える。

愛知県	豊田市閑羅瀬町東畑六七
三重県	松阪市飯高町森一八一〇の一一

別表の一の表島根県の項の次に次のように加える。

徳島県	那賀郡那賀町長安字向イ二二の一

別表の一の表愛媛県の項の次に次のように加える。

高知県	吾川郡仁淀川町高瀬三八一五

別表の一の表大分県の項中「一級地」を「二級地」に改める。

別表の一の表備考第一項中「同年四月一日」の下に「、中部地方整備局静岡河川事務所梅ヶ島出張所、中部地方整備局矢作ダム管理所、中部地方整備局蓮ダム管理所、四国地方整備局那賀川河川事務所事業計画課及び四国地方整備局大渡ダム管理所に係るものにあつては平成二十四年四月一日」を加え、同表備考第二項中「うち、」の下に「阿寒湖自然保護官事務所、室蘭開発建設部日高道路事務所及び根室海上保安部羅臼海上保安署については、冬期は、級別区分が三級地である官署として同表に掲げられているものとし、」を加え、「室蘭開発建設部日高道路事務所及び」を削り、「十勝太ロラン航路標識事務所」の下に「、片品自然保護官事務所及び中部地方整備局飯田国道事務所木曽維持出張所」を加える。

静岡市葵区梅ヶ島五四〇五	中部地方整備局静岡河川事務所梅ヶ島出張所
榛原郡川根本町犬間五四一の三	中部地方整備局長島ダム管理所

」に改める。

別表の一の表静岡県の項の次に次のように加える。

豊田市閑羅瀬町東畑六七	中部地方整備局矢作ダム管理所
松阪市飯高町森一八一〇の一一	中部地方整備局蓮ダム管理所
那賀郡那賀町長安字向イ二二の一	四国地方整備局那賀川河川事務所事業計画課
吾川郡仁淀川町高瀬三八一五	四国地方整備局大渡ダム管理所